

Russian Newsletter

Japan Business Services

ロシア税制・法制ニュース 2013年5月号

目次

1. ロシア政府の今後3年間の税制方針
2. 省エネ資産への資産税の免除
3. 出向・派遣契約に関する法案が下院第2審議で可決
4. EY サラリーサーベイ 2013/2014 のご案内
5. EY ロシアの6月セミナーのご案内

1. ロシア政府の今後3年間の税制方針

財務省は2014年-2016年のロシア税制の方針に関するドラフト文書を公開。今後の税制改正の方向性、来年度のロシア税収と税務方針が記載されていますが特記すべき事項としては次の通りです。

- ▶ 投資促進策として、ロシア極東、トランスバイカル、イルクーツク、ブリヤートに投資を行う場合、法人税(一般税率は連邦税2%、地方税18%)を優遇し、連邦税部分は10年間免除、地方税部分は当初5年間免除、次の5年は10%にすること
- ▶ 大陸棚の石油・ガス開発に関する優遇税制の導入
- ▶ 株式売却損の損金参入制限
- ▶ 新たな不動産税の導入
- ▶ タックス・ヘイブン税制:CFCルールや受益者の概念の見直し
- ▶ 登記しては消滅を繰り返す企業の税務調査において、税務署が銀行から情報を入手可能とすること
- ▶ ロシアに国際的な金融センターの創設、特にユーロ・ボンドに関わる税法の変更

詳細は[Russian Tax Brief – May 2013](#)をご参照ください。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/RTB-May-2013-Eng/\\$FILE/RTB-May-2013-Eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/RTB-May-2013-Eng/$FILE/RTB-May-2013-Eng.pdf)

2. 省エネ資産への資産税の免除

税法281条では、エネルギー効率の高い機器について3年間の資産税(一般税率2%)の免除が規定されていますが、税務署は対象となる資産についての定義を発表しました。それによると省エネ効果がA, A+, A++に該当する固定資産のみ。

但し、資産税の課税対象資産も今年から変更になり、2013年1月以降に購入した固定資産については、不動産のみ資産税の対象、動産は資産税の対象外となりました。但し、それ以前に購入した資産は、すべての固定資産が引き続き資産税の対象。

そこで省エネ資産としての資産税優遇の適用可能性については、過去に購入した機器がA以上かどうかを確認することをお勧めいたします。

詳細は[Russian Tax Brief – May 2013](#)をご参照ください。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/RTB-May-2013-Eng/\\$FILE/RTB-May-2013-Eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/RTB-May-2013-Eng/$FILE/RTB-May-2013-Eng.pdf)

3. 人材派遣に関する法案が下院第2審議で可決

4月26日に人材派遣に関する法案が下院第2審議で可決。もしこのままの法案が、下院第3審議、上院で可決され大統領が署名すると2014年7月から施行される。

今回の法案では、人材を派遣できる場合を次の2通りに規定。

- 1) 人材派遣業の認定をうけた専門業者で、一定要件を満たす場合
- 2) 派遣する人材と直接・間接的なコントロール関係にある雇用者

今回の法案では、派遣される人の権利が労働法にて保護されるよう人材派遣業者は認定業者であること、簡素な法人税の申告をしていないこと(すなわち小企業でないこと)、保険加入を義務づけるなど従来規定がなかった人材派遣業の概念を導入する。

他方、従来、外国企業がロシア子会社に駐在員を出向させる際に利用されてきた出向・人材派遣契約がそのまま利用できるかどうか不明である。法案では、今後、各ビジネス団体の意見も聴衆しながら法案検討をすすめることも明記されており、動向が注目される。

詳細は[News Letter](#)をご参照ください。

HC Alert – State Duma adopts law on prohibition of leased labor in second reading

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/HC-Alert-29-April-2013-ENG/\\$FILE/HC-Alert-29-April-2013-ENG.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/HC-Alert-29-April-2013-ENG/$FILE/HC-Alert-29-April-2013-ENG.pdf)

4. EY サラリーサーベイ 2013/2014 のご案内

(EY General Industry Compensation & Benefits Survey 2013/ 2014)

弊社では毎年約180社の外資系・ロシア企業を対象に、サラリーサーベイを行っています。集計結果には産業・地域・職種別の月収・年収データに加えて、福利厚生や人事関連データも掲載。

参加締切りは7月初旬、集計結果は9月にご案内の予定です。ご参加やご購入にご関心がございましたらお気軽にお問い合わせください。

5. EYロシアのセミナーのご案内

下記イベントは英語となります。

International Tax Seminar: Malta (英語、参加費:無料)

6月20日(木) 9:30-12:30 EYモスクワ事務所(於)

<https://emeia.ey-vx.com/1459/18992/may-2013/invitation-to-its-seminar--malta-->

[20.06.2013.asp?intEmailHistoryId=26113574&intExternalSystemId=0Further information and Invitation](https://emeia.ey-vx.com/1459/18992/may-2013/invitation-to-its-seminar--malta--20.06.2013.asp?intEmailHistoryId=26113574&intExternalSystemId=0Further information and Invitation)

- 1) Advantages of Malta as a jurisdiction for tax planning
- 2) Update on the Russia-Malta double tax treaty
- 3) Q&A session

ご質問、参加申込みは Fedor.Bashin@ru.ey.com までお願い致します。

<日本語でのお問い合わせ先>

アーンスト・アンド・ヤング、モスクワ事務所

松本: Yuko.Fite@ru.ey.com +7 (495) 755-9759

新庄: Wakako.Shinjo@ru.ey.com +7 (495) 755-9700 ext.4004

ローラ: Lolakhon.Inogamjanova@ru.ey.com +7 (495) 755-9700 ext.4053

<ご注意>

本資料では、各トピックにおける概要を一般情報としてまとめたものです。クライアントのロシア取引に際してのアドバイスではありませんので、このニュースの情報をもとに行われた取引について弊社では責任を負いません。各お取引を行うにあたり専門家のアドバイスを別途受けてから行うことをお勧め致します。